

## 平成25・26年度建設工事入札参加資格審査（12月追加申請） に関するQ & A

### 概要について

- Q. 「提出要領・申請用紙」は建設業協会で購入できるか？
- A. 県土木総務課ホームページからのダウンロードのみを予定しています。  
なお、紙申請での受付は予定しておりません。
- Q. 入札参加資格審査の申請はいつからか？どこに出せばよいか？
- A. 県内に建設業法上の主たる営業所のある業者については、12/2（月）～13（金）の間に、所管の土木事務所で申請を受け付けます。  
なお、県外業者については、同じく12/2（月）～13（金）の間に、県土木総務課で申請を受け付けます。
- Q. 申請は郵送でも可能か？
- A. 原則、郵送での申請は認めておりません。  
ただし、離島の市町村のうち次の市町村については、郵送での申請も受け付けます。その場合、訂正があると再提出までの期間が必要となる可能性がありますので、早めに提出して下さい。  
なお、郵送の場合、データの保存媒体は返却できませんので、CD-Rでの提出をお勧めします。

伊江村、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、宮古島市伊良部、多良間村、竹富町、与那国町

### 工事成績について

- Q. 工事成績は申請者による工事成績書通知書添付が必要か？
- A. 工事成績については、県庁の各発注機関に照会し、業者毎に配点していくため、申請者からの通知書添付は必要ありません。
- Q. 工事成績の年度の取り扱いは発注時点か、それとも完成時点か？
- A. 工事成績は完成時点で採点されているため、仮に発注が平成23年度中であっても、完成が平成24年度になった場合は、平成24年度の成績となり、今回の工事成績には反映されません。
- Q. 工事成績について、JVの加点は割合も関係するか？
- A. JVで受注した工事については、構成割合に関係なく、構成員全て同じ点数を配点します。

### 技術者数について

※ ここでは技術者数として加点しようとする場合について説明しており、後述する等級格付に係る1級技術者の要件とは異なるので、注意すること。

Q. 技術者が平成25年7月1日以前に雇用されたこと及び常勤性の確認はどのように行うか？

A. 社会保険（船員保険含む）の被保険者標準報酬決定通知書等に記載されていること、標準報酬月額が最低賃金（11万円）以上であることを確認します（複数企業での社会保険加入は不可）。

なお、被保険者標準報酬決定通知書等の通知日が平成25年9月以降となっている場合は、雇用保険被保険者証（代わりに監理技術者資格者証でも可）及び賃金台帳により確認するとともに、通知日が9月以降となった理由書を徴収することとします。

(理由書記載例)

平成〇年〇月〇日

沖縄県知事 殿

所在地 沖縄県〇〇市〇〇 〇〇番地〇〇  
商号名称 株式会社 〇〇〇〇  
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

## 理 由 書

平成25・26年度沖縄県建設工事入札参加資格審査申請書において、技術職員有資格者名簿に記載している下記の者について、社会保険標準報酬決定通知書の通知日が平成〇年〇月〇日となっているのは、〇〇〇〇の理由から被保険者報酬月額算定基礎届の提出が遅れたことによるものであり、当該技術職員を平成〇年〇月〇日に当社で採用し、以降、当社の常勤職員として雇用しておりますことをここに誓約し、理由書を提出いたします。

記

\_\_\_\_\_(No.) \_\_\_\_\_(氏名) \_\_\_\_\_(フリガナ) \_\_\_\_\_(生年月日)

※「技術職員有資格者名簿」に記載している氏名等を記入

以上

個人事業者や後期高齢者の場合については、下記を参照して下さい。

Q. 個人事業者の場合は？

- A. ①従業員4名以下の個人事業者で、技術者が事業主本人及び家族従業員の  
場合、平成25年7月1日以前から従事していることを口頭確認すれば可  
とします。
- ②従業員4名以下の個人事業者で、事業主及び家族従業員でない場合
- ・65歳未満の従業員については、雇用保険被保険者証（又は監理技術者  
資格者証）及び賃金台帳で確認（平成25年7月1日以前雇用、報酬月  
額11万円以上）。
  - ・65歳以上の従業員については、年齢を口頭確認し、出勤簿及び賃金台  
帳で確認（平成25年7月1日以前雇用、報酬月額11万円以上）
- ③従業員5名以上の個人事業者の場合は、社会保険への加入義務が出てき  
ますので、法人事業者の場合と同様に確認します。

Q. 技術者が後期高齢者の場合は？

- A. 後期高齢者の技術者の場合、年齢、平成25年7月1日以前雇用、報酬月額  
11万円以上を確認します。
- ①後期高齢者の技術者が個人事業主（家族従業員）の場合、口頭でその旨  
の確認ができれば可とします。
- ②後期高齢者の技術者が法人役員の場合、後期高齢者医療被保険者証で確  
認の上、平成25年7月1日以前から従事していることを口頭確認すれば  
可とします。
- ③①・②以外の場合
- ・後期高齢者医療被保険者証＋賃金台帳
  - ・監理技術者資格者証＋賃金台帳
  - ・出勤簿＋賃金台帳

Q. 複数会社から報酬を受けている者は、技術者として算定するか？

- A. 複数会社から報酬を受けている者は、「健康保険、厚生年金保険の被保険  
者所属選択届に係る標準報酬月額の決定について（通知）」が届くよう  
ですが、常勤性（毎日所定の時間中、その職務に従事している状態を指す。  
沖縄県では社会保険の状況で確認を行っている。）の観点から、算定の数  
には入れないこととしています。

Q. 技術者＝常勤役員で、経営上の都合により社会保険の報酬月額が最低賃金  
を満たさない額となっている場合の取り扱い？

- A. 役員の場合、雇用する側のため、最低賃金の適用外。そのため、役員であ  
る技術者の報酬月額が最低賃金を満たさない場合でも、標準報酬決定通知  
書に記載されているなど、常勤であることが確認できれば、技術者数に算  
定することとします。

Q. H25. 10. 26から最低賃金が時給653円から664円に改定されたが、今回の入札参加資格審査では、最低賃金を満たした報酬月額ラインはどこになるのか？

A. 最低賃金を満たした報酬月額については、下記の式で算出します。

報酬月額＝最低賃金時給×40H×52週／12月

その金額を標準報酬月額・保険料月額表に照らして、どの等級に当てはまるかで検討します。

今回の最低賃金を満たした報酬月額については、H24. 10. 25改定の653円をベースとし、上記式で計算された金額、653円×40H×52週／12月

≒113,187円が当てはまる社会保険上の等級、110,000円を設定ラインにすることとします。(※時給664円とした場合、設定ラインは118,000円となりますが、平成25年7月1日以前雇用を要件としているため、110,000円を設定ラインといたします。)

Q. 平成25年7月1日以前から継続雇用している技術者について、記入ミス等を理由とする報酬月額の訂正があった場合、最低賃金を満たした報酬月額であれば算定数に入れられるか？

A. 健康保険・厚生年金保険 被保険者取得届の訂正については、

①年金機構の受付印があること

②資格取得年月日が平成25年7月1日以前であること

③最低賃金を満たした報酬月額であること

の三点が確認できれば常勤の技術者として認めます。

Q. 平成25年7月1日以前から継続雇用している技術者について、報酬月額の改定により、最低賃金を満たした報酬月額に変更されている場合、算定に入れられるか？

A. 社会保険の事務手続き上は、3ヶ月の平均給与で2等級以上の変更があれば月額変更届を提出することとなっています(例えば7月に昇級した場合、7～9月の平均月額を記載し、4ヶ月後の10月に年金機構に変更届を提出し、改定)。そのため、年金機構に変更届が提出・受付され、その改定年月が平成25年10月以前となっていれば、取り扱い上は可とすることとします。

Q. 標準報酬決定通知書を紛失してしまった業者の取扱いは？

A. 年金機構に再発行してもらおうか、「被保険者縦覧照会回答書」を発行してもらい、技術者を確認するものとします。また、年金機構の受理印のある算定基礎届でも可とします。

何もないければ、算定不能とします(例. H24決定通知書を持ってきた場合など)。

Q. 土木の技術士は4種類あるが、複数持っている場合、その分加点されるか？

A. 技術士について、複数持っていて（技術者の資格欄に複数記載したとしても）1つしかカウントされません。

Q. 資格コード表にある資格を持っていれば申請業種の加点対象になるか？

A. 申請しない業種の資格は点数付加されません。

なお、同業種の1級と2級があるとしても、2級は付加されませんし、1級の資格違い2つを記入していても（例. 土木の1級土木や1級建設機械）、1資格分しか加点されません。

ただし、土木と舗装を申請している場合、同一者が2つの1級資格を持っている場合、どちらか一方のみの記入で2業種分カウントされることになります。

Q. 積算士の資格証ではなく、上位資格の建築コスト管理士の登録証を有している場合、どのように取り扱われるか？

A. 建築コスト管理士は、積算士（建築積算士）の資格所持者でかつ、実務経験10年以上を有する等が受験資格となっている上位資格であることから、積算士として取り扱うこととします。

## **雇用の規模について**

Q. 雇用の規模で加点対象者の確認書類は？

A. 「雇用の規模」は平成25年7月1日現在の被保険者数を見ることとしておりますが、加点の対象者は健康保険・厚生年金保険及び船員保険・厚生年金の被保険者としています。そのため、下記の書類に記載されている人数の合計が加点対象となります（重複除く）。なお、社会保険適用除外者である後期高齢者や個人事業者（4名以下）の従業員は加点対象外としています。

①健康保険・厚生年金保険の被保険者

・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

（適用年月 平成25年9月）

・健康保険・厚生年金保険被保険者随時改定決定通知書

（改定年月 平成25年7月）

・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書  
（資格取得年月日が平成25年6月1日～7月1日のもの）

②船員保険・厚生年金保険の被保険者

船員保険については、厚生健康保険のように、定期の標準報酬決定通知書は送付されないため、下記書面について、平成25年7月1日時点で有効なものであることが口頭で確認できれば可。

・船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書

・ 船員保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書

- Q. 雇用の規模では標準報酬決定通知書の受領以降に退職している職員がいる場合、どのように取り扱うか？
- A. 「雇用の規模」は平成25年7月1日現在の被保険者数をみることでありますので、7月2日以降に資格取得届や喪失届を出していても加減する必要はありません。
- Q. 標準報酬決定通知書を紛失してしまった業者の取り扱いは？
- A. 年金機構に再発行してもらおうか、「被保険者縦覧照会回答書」を発行してもらい、その書類上で平成25年7月1日時点で在籍している方の人数を算定するものとします。また、年金機構の受理印のある算定基礎届でも可とします。  
何もなければ、算定不能とします（例、H24決定通知書を持ってきた場合など）。
- Q. 雇用の規模では常勤性（最低賃金を満たした標準報酬月額の確認）は確認するのか？
- A. 「雇用の規模」では標準報酬決定通知書に記載されている人の数についてはチェックしますが、技術者のような常勤性のチェックは行わないこととしております。
- Q. 複数会社から報酬を受けている者は、雇用の規模の評価対象になるか？
- A. 複数会社から報酬を受けている者は、「健康保険、厚生年金保険の被保険者所属選択届に係る標準報酬月額の決定について（通知）」が届くようですが、複数での申請可能性がでてくるため、この通知書では雇用の規模は評価しないこととしています。
- Q. 申請企業の職員数が50人を超える場合、申請人数分の被保険者標準報酬決定通知書を提出する必要があるか？
- A. 申請書に50人を超える人数を記載する場合は全員分の標準報酬決定通知書が必要となります。

### **新卒者雇用について**

- Q. 新卒者雇用を行った場合の確認方法は？
- A. 卒業証書（証明書）の日付確認（平成23・24年のものか）に加え、社会保険や雇用保険等での加入確認（平成25年12月1日以前かどうか）を行います。報酬月額までの確認は必要ありません。
- ①従業員が4名以下の個人事業者で、新卒者が家族従業員の場合、家族従業員である旨を口頭確認すれば卒業証書のみで可とします。

- ②従業員4名以下の個人事業者で、家族従業員でない場合  
 ・雇用保険への加入義務があるため、卒業証書+雇用保険被保険者証(被保険者となった年月日が平成25年12月1日以前であれば可)で確認。
- ③従業員5名以上の個人事業者の場合は、社会保険への加入義務が出てきますので、卒業証書+社会保険の資格取得届・標準報酬決定通知書等(資格取得年月日が平成25年12月1日以前であれば可)で確認。

Q. 新卒者雇用について職業訓練校等の取り扱いは？

A. 格付基準で明示されている中学、高校、短大、大学、高専、専門学校以外の学校については、下記のとおり取り扱うこととします。

①県立浦添・具志川職業能力開発校→×

②沖縄職業能力開発促進センター(ポリテクセンター沖縄)→×

③沖縄職業能力開発大学校(ポリテクカレッジ沖縄)→○

注) 専門課程(2年コース)、応用課程(専門修了後、さらに2年)が対象

④沖縄県立農業大学校→○ 注) 本科(2年コース)のみ対象。

Q. 新卒者雇用について、年齢も関係するか？

A. 学校を卒業した年月日の確認を卒業証明書等で行い、年齢については特に制限を設けません。

Q. 海外の学校を卒業した者の取扱いは？

A. 基準で明示している校種に対応する学校の新卒者であることが確認できれば、原則として認める予定(現時点では例示できないので、ケースに応じて個別に検討したい)。

## 障害者雇用について

Q. 障害者雇用の確認時に、常勤性確認(報酬月額チェック)は行うのか？

A. 障害者を雇用しているかどうかの評価なので、常勤性は問いません。

【雇用義務(労働者数56名以上の企業)ありの場合】※H25.4.1から50名以上に変更  
 →沖縄労働局に提出される「障害者雇用状況報告書(H24.6.1時点)」の写しに記載された障害者の雇用者数で確認

【雇用義務がない場合】

→障害者手帳又は療育手帳の写しに、標準報酬決定通知書等で平成25年6月1日時点での在籍が確認できれば可

Q. 障害者雇用(雇用義務なしの場合)の確認資料として、障害者手帳と療育手帳の写しが挙げられているが、精神障害者の場合は認められないのか？

A. 雇用義務がある場合、精神障害者も障害者としてカウントされるため、「精神障害者保健福祉手帳(写し)」の提出により認めることとします。

Q. 障害の程度によって加点する点数は変わるのか？

A. 雇用義務がある場合は、障害の程度によって雇用人数のカウント方法が異なりますが、格付における「雇用義務なし」の場合の加点については、障害の程度による点数の加減はありません（障害の程度に関わらず、一人につき5点の加点）。

#### **表彰について**

Q. 建設マスター等個人への表彰は対象となるか？

A. 今回の主観点での加点対象は、要領に示された企業を対象とする表彰のみであり、個人表彰を対象とはしておりません。

#### **建退共について**

Q. 建退共の計算方法は？

A. 決算日時点で「1. 被共済者1人当たりの証紙購入額が十分であるか」、「2. 手帳更新が行われているか」、「3. 公共工事を下請へ請け負わせた場合、証紙を下請へ交付しているか」の三点をそれぞれの計算式に基づいて計算しており、1、2が120点満点、3が60点満点で合計300点満点となっています。合計点が210～269については主観点で+3点、合計点が270点～300点については主観点で+5点となっています。建退共の点数については、建退共沖縄県支部に照会を行った上で、県の点数に反映されていることから、具体的な計算式については、建退共沖縄県支部に確認してください。

（問い合わせ先）建退共沖縄県支部（沖縄県建設業協会）tel 876-5214

Q. 経営事項審査で建退共の加入が確認できない場合、「加入・履行証明書」を提出することとなるが、その中で「不履行」の記載がある場合、主観点ではどう取り扱うのか？

A. 「加入・履行証明書」の提出が行われた業者についても、土木総務課側から建退共沖縄県支部に確認した上で、点数を登録することとなっているため、「不履行」ということのみで加点されないということはありません。

#### **マネジメントシステムの認証取得について**

Q. 経審結果通知書でISOの登録の有無が有になっていても、登録証の写しの提出が必要か？

A. 経審結果で確認できれば必要ありません。

Q. ISOやエコアクション21の認証登録証が申請期日までに間に合わない



場合、認証機関が発行する判定結果通知書で認めることはできるか？

- A. ISOの場合、認証機関も複数ありますし、確認書類も登録証や証明書等、統一されたものではありません。そのため、認証日が平成25年12月1日以前であることと、業者名、認証機関名、有効期限、ISO種類等が確認できる書類の添付があれば可とします。

また、エコアクション21については、認証・登録契約の締結、認証登録料の納付といった手続きが必要となりますので、認証登録日が平成25年12月1日以前と確認ができる書類の添付があれば結構です。

- Q. ISOやエコアクション21の認証範囲が建設業以外となっている場合の取り扱いは？

- A. 今回の審査では、経営事項審査における取扱いと同様、登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合は対象外としています。

#### **建設業法違反について**

- Q. 指名停止措置について、国（総合事務局・防衛局）や市町村のものも減点対象となるか？

- A. 国や市町村等の指名停止措置については減点対象外です。ただし、国や市町村からの通知により、監督処分等建設業法に基づく処分を行った場合は、減点対象となります。

#### **社会貢献等について**

- Q. 複数の団体に加入している場合の取り扱いは？

- A. 社会貢献の項目については、県から各団体に照会を行った上で、各業者に配点することとしており、申請者側からの資料添付等での証明は必要ありません。

複数の団体に加入している場合については、点数の高い方で評価することとしています。

#### **格付条件について**

- Q. 技術者の加点は平成25年7月1日以前に雇用されていることを要件としているが、格付条件に係る技術者についてはどうか？

- A. 等級格付の条件に係る1級技術者については、県独自評価における技術者数の要件とは区別し、平成25年12月1日時点で評価対象資格を持つ常勤職員（標準報酬月額11万円以上）として何人雇用されているかをチェックします。

よって、平成25年7月1日以前に雇用されていることを要しません。

Q. 特A、Aの要件である特定建設業許可は、12/1時点で許可を受けている必要があるのか、それとも申請時点で許可を受けていればいいか？

A. 入札参加資格審査の申請期間（12/2～13）の間に特定建設業許可を受け、審査上問題がないとして受理されれば、要件を満たすものとします。

Q. 申請後に特定建設業から一般建設業に移行したことにより、格付条件を満たさなくなった場合、どうなるか？

A. 格付条件については、審査中・格付後に特定建設業許可業者でないことが分かった場合、下位等級に位置づけることになります。

### **その他**

Q. 平成24年7月に経営事項審査の基準が改正されたが、必ず新基準に基づく結果通知書の写しを提出しないとイケないのか？

A. 経営事項審査の審査基準日は、平成25年11月29日までに受けた有効かつ直近のものとし、改正後の新基準に基づく結果通知を対象としますが、改正前の旧基準に基づく結果通知を受けている場合であって、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」について、いずれも「加入有」又は「適用除外」とされている場合は、新基準による再審査を受けた場合も総合評定値に影響が生じないため、旧基準に基づく結果通知書の写しを提出することができます。

なお、旧基準に基づく結果通知の「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」について、いずれか一つでも「加入無」とされている場合は、総合評定値に影響が生じるため、再審査受審後の結果通知書の写しが必要になりますので、ご注意ください。

Q. 納税証明書等各種証明書の取り扱いについてはどうなるのか？

A. 税金・保険料等の納付確認を行う書類については「完納」が基本となります。それ以外については、下記の取り扱いになります。

①県税納税証明書は、未納額があっても、「納期限未到来」の表示があり、納期限が入札参加受付期間後である場合は、可とする。

「納期限未到来」でも認めるのは、あくまで期限が「入札参加受付期間後」である場合のみです。納期限が12月13日より前であるならば、未納が無い旨の証明書を提出してもらわなければいけません（納税が反映されるためには数日かかるとのことなので、その旨の申し立てがあった場合、受付期間の残日を考慮の上、領収書等で確認して受け付けすることも可とする）。

②国税納税証明書は、未納税額がある場合は、「様式その3の2及び3の3」はないので、「様式その1」の提出となる。

- その場合、未納額があっても、「納付受託中」の表示があり「納付受託証書」において納期限が入札参加受付期間後である場合は可とする。
- ③健康保険・厚生年金保険の場合、完納証明もしくは完納した月までの証明となるので、平成24年10月～平成25年9月分までが納付されていれば可とします。
  - ④労働保険証明書は「納付未済」がある場合でも「分納証明書」が添付されていれば可とする。

- Q. 決算期変更があった会社の場合、県税の納税証明書は直近2期分でいいか？  
(例えば1/1～12/31期の会社が決算期変更により1/1～6/30になった場合は、直近2期分の納税証明書は1年6ヶ月分しかない)
- A. 決算期変更があっても直近2期分でかまいません。

- Q. 住所移転により管轄の土木事務所が変わった場合には、経審結果通知書の雇用保険加入の有無等が有になっていても証明書等の提出が必要か？
- A. 経審結果で確認できれば証明書等は必要ありません。

- Q. 個人から法人成した業者の場合、申請要件の営業開始後1年以上には個人時代も含まれるか？また、法人成後の決算期を迎えていない場合、納税証明書の取り扱いは？
- A. 法人成の場合、商業登記簿の会社設立の日からではなく、経審の承継の手続きが行われており、経審の営業年数欄の年数が1年以上であれば登録要件を満たしているものとして取り扱います(個人期間+法人期間)。  
また、法人成後、最初の決算を終えていない場合、納税証明書の添付は省略できます。さらに、1期分だけ決算がある場合には、1期分の納税証明書を添付することとなります。

- Q. 営業実績1年以上とは？
- A. 入札参加資格審査の本来の目的が申請者の経営状況の確認も含まれることから、最低1度は確定申告を行った実績があり(当然納税も完納)、かつ税務署に提出する事業開始届の事業開始日から1年を超えているという2つを満たしていることが必要です。

- Q. 経営事項審査で建退共の加入が確認できない場合、「加入・履行証明書」を提出することとなるが、その中で「不履行」の記載がある場合、どう取り扱うのか？
- A. 入札参加資格審査及び等級格付基準では、建退共への加入は義務づけされており、「加入・履行証明書」の添付がなければ、失格となります。  
「加入・履行証明書」に「不履行」の表示がでてくるのは、建退共に加入しているものの、手帳更新割合が70%を下回っている場合となっていることから、「不履行」の表示があっても「加入済」として認めるこ

ととしています。

Q. USBメモリでの提出もできるようだが、複数企業のデータをいれて提出してもいいか？

A. データをコピーしたらメディアは返却するので、複数企業分の提出を行う場合であっても対応可能です。

Q. USBメモリ上でエクセルファイルにデータを入力・保存したが、USBメモリ内にはエクセル以外のファイルもあるが、どうした方がいいのか？

A. 県内業者の場合、エクセルファイルに入力・保存したら、様式の印刷後に「CSV」という拡張子（保存形式）のファイルが2つ自動作成されます。内容は「建設工事入札〇〇.csv」が企業情報、「建設資格者名簿〇〇.csv」が技術者情報の入ったファイルになります。エクセルファイルに加え、CSVファイルも必要となりますので、合計3つのファイルをUSBメモリに保存して提出してください。

また、県外業者の場合は、「建設工事入札〇〇.csv」のみ自動作成されますので、提出するファイルは合計2つになります。

なお、入力の方法については、「入力手引書」をご参照ください。

※「〇〇」は許可番号。県知事許可第1号であれば、「47000001」となる。